

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 33 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 33 回税効果会計専門委員会（2016 年 4 月 15 日開催）（以下「専門委員会」という。）で議論された開示に関する論点のうち、下記の事項について聞かれた主な意見をまとめたものである。

(1) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されている注記事項

- 純損失の場合における税率差異の開示
- 繰延税金資産の表示（非流動区分表示への変更）

(2) 公開草案に寄せられたコメントのうち国際的な会計基準に要求されていない注記事項及び国際的な会計基準において要求されているがコメントが寄せられてこなかった項目

- セグメント等に細分化した開示

**純損失の場合における税率差異の開示**

2. 事務局より、純損失の場合における税率差異の開示について<sup>1</sup>説明したところ、以下の意見が聞かれた。

**純損失の場合における税率差異の開示は有用であるとの意見**

(1) 法定実効税率と税負担率の差異の分析は、将来キャッシュ・フローの予測のために重要な情報であり、幅広い利用者のために、純損失が発生した場合にも継続的に情報を開示することは有用であるとする。

**有用性に疑問があるとの意見**

(2) 繰越欠損金の開示と併せて検討するにしても、純損失と税金費用の関係はいくつかのパターンに限られると考えられる。そのため、会計基準で手当てすることによってどの程度理解可能性が高まるかは疑問がある。

**他の開示項目も含め更に検討すべきとする意見**

(3) 税率差異の注記により、永久差異に大きな変動があるかどうかを把握することができる。ただし、永久差異以外の項目については、複雑になり、分析に資す

<sup>1</sup> 事務局より、純損失の場合における税率差異の有用性は、必ずしも高くはないと考えられ、当該注記を要求するのではなく、これまで検討を行っている評価性引当額の内訳や、税務上の繰越欠損金に関する情報等の検討を深めるほうがよいと考えられる旨の提案をしている。

る情報になるかは疑問がある。そのため、評価性引当額や欠損金の内訳開示と併せて検討したいと考える。

(4) 以下の点から、更なる検討が必要と考える。

- 国際的な会計基準において、何らかの形で純損失と税金費用の調整を開示しているのであれば、更なる検討が必要と考える。
- 評価性引当額の内訳の内容が判別できないという分析について、純損失の税率差異の開示に限った論点ではない。
- 事務局の示している事例が必ずしも一般的な事例とも限らない可能性がある。

#### その他の意見

(5) 純損失が生じた場合の税率差異分析の開示にあたって、作成者の追加コストはそれほど大きくないと考える。

### **繰延税金資産の表示（非流動区分表示への変更）**

3. 事務局より、繰延税金資産及び繰延税金負債の表示について<sup>2</sup>説明したところ、以下の意見が聞かれた。

#### 現行の表示区分は有用であるとの意見

(1) 日本の税制の下であれば、一年以内に解消する一時差異が多いので、流動資産に区分することは有用であると考えられる。他に影響がほとんどないということであれば、海外と統一することもあり得ると考えられるが、日本と海外の税制の違いに着目しても良いと考える。

#### 現行の表示区分は必ずしも有用ではないとの意見

(2) 国際的な会計基準に合わせる方向で検討したいと考える。現行の流動項目の表示は一年内の回収額を必ずしも示さないため、適切な情報を提供していない可能性があると考えている。

(3) 現行の表示は分かりづらい部分があることから、一定の理屈に基づいて、すべての項目を非流動区分に表示にすることであれば、国際的な会計基準に合わせることを考えられる。

#### その他の意見

---

<sup>2</sup> 事務局より、他の国際的な会計基準に合わせるかどうかを検討すべき項目（例えば未実現損益の消去）と併せて検討する提案をしている。

- (4) 利用者にとって、回収可能性に関する情報が少ない中で、流動項目は回収可能性が高いと考えられる項目と推測されることから、直ちに現状の表示に意味がないと評価することには反対する。

ただし、IFRS と表示を整合させるメリットもあることから、他の注記の充実を図る前提で、非流動項目に表示することも考えられる。

- (5) 国際的な会計基準に合わせるかどうかを検討すべき他の項目と併せて検討する必要はなく、この項目のみで検討することも考えられるのではないかと。

### セグメント等に細分化した開示

4. 事務局より、セグメント等に細分化した開示について3説明したところ、以下の意見が聞かれた。

#### (国内・海外別の繰延税金資産の内訳開示)

##### 国内・海外別の内訳開示は有用であるとの意見

- (1) 海外比率が高い企業では、税負担率と法定実効税率が乖離していることが比較的多い。そのため、主要な国別・地域別の情報は、将来キャッシュ・フローの予測に資する情報として有用となると考える。
- (2) 主要な国別・地域別の開示については、グローバルな企業の税務戦略やリスク管理などの情報を提供することで、利用者にとって有用な場合も考えられるので、追加で検討する必要があると考える。

##### 国内・海外別の内訳開示は有用ではない可能性があるとの意見

- (3) 税効果は、個々の企業の見積りに依拠することが大きいことから、何らかの内訳を開示する場合、投資判断に資するように開示することは難しいと考える。
- (4) 海外子会社から配当金を受け取る場合、国内の税負担率は低くなる可能性がある。そのため、国内・海外別の内訳開示にあたっては、誤解を惹起しやすいので慎重に対応することが必要であると考え。

##### 国内・海外別の内訳開示は多大なコストがかかるとの意見

- (5) 主要な国別・地域別の内訳開示に関して、連結調整に係る繰延税金資産をどのように開示するかなど詳細な対応が必要となり、追加コストがかかると考え。
- (6) 主要な国別・地域別の内訳開示に関しては、各国から関連する様々な情報を入

<sup>3</sup> 事務局より、繰延税金資産・負債の内訳をセグメント等に細分化する情報は、コスト・ベネフィットに見合わない可能性があること等から追加の開示を求めないという提案をしている。

一方で、主要な国・地域別の制度の相違による影響の記述については、これまでに検討した項目（税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の計上根拠等の定性的な情報）とも関連しており、その要否については、これらの項目と合わせて検討する提案をしている。

手しなければならないので、その集計コストが大きくかかると考えられる。

**(主要な国・地域別の制度の相違による影響の記述)**

**制度の相違に関する開示は有用であるとの意見**

- (7) 制度に関する記述は、国内・海外別の内訳開示と同様に、税負担率と親会社の法定実効税率が乖離している理由を把握し、将来キャッシュ・フローを予測する上で有用な情報となる。

**制度の相違に関する開示は有用ではないとの意見**

- (8) 各国の税制の情報については、仮に一般的な情報になるのであれば、個々の企業が開示する必要性は乏しく、税理士法人等が作成している資料を参考にすることで分析は可能であると考ええる。

**(セグメント別の繰延税金資産・負債とその要因別の内訳)**

**セグメント別の内訳開示は有用であるとの意見**

- (9) 例えば、赤字の続いているセグメントがあった場合に、当該セグメントに関連する繰延税金資産の金額を把握できれば、回収可能性を考える上で有用な情報となると考えている。

**セグメント別の内訳開示は有用ではないとの意見**

- (10) セグメント情報は、本来、マネジメントが意思決定に利用している情報を提供することが趣旨である。そのため、必ずしもマネジメントが利用していない情報を提供することは、却ってミスリードする可能性があると考ええる。
- (11) 繰延税金資産をセグメント別に計算する場合、一定の仮定計算に基づいて按分する必要があり、このような開示が必ずしも有用とは限らないと考える。

**セグメント別の内訳開示は多大なコストがかかるとの意見**

- (12) 基本的に制度会計の開示要求は最小限にすべきである。セグメント別の内訳開示について、細かくルールを定めると作成方法が複雑になり、多大なコストがかかると考える。

**その他の意見**

- (13) 現行のセグメント情報であっても、セグメント別の資産、負債の内訳をマネジメントで管理しているのであれば、開示を行うこともある。企業が自らの財務諸表を説明するにあたって、必要な情報開示を妨げる必要はないと考える。

以上